

事務連絡
令和2年3月11日

介護保険関係事業者
ご担当者様

多可町福祉課

「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付」の取り扱いについて

日頃は介護保険行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。
みだしの件につき、取り扱いについて下記のとおりまとめましたので、業務の参考にしてください。

記

要支援1、2及び要介護1の被保険者は、その状態像から使用が想定しにくいいため、保険給付の対象外となっていますが、様々な疾患等により例外的に福祉用具貸与の給付が認められています。

【給付対象の福祉用具】

	要支援		要介護				
	1	2	1	2	3	4	5
車いす（車いす付属品を含む） 特殊寝台（特殊寝台付属品を含む） 床ずれ防止用具 体位変換器	×	×	×	○	○	○	○
手すり（工事をとみなわないもの） スロープ（工事をとみなわないもの） 歩行器 歩行補助つえ	○	○	○	○	○	○	○
認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト（つり具を除く）	×	×	×	○	○	○	○
自動排泄処理装置※	△	△	△	△	△	○	○

※「△」は尿のみを吸引する機能のものは利用できます。

直近の認定調査の結果が、次の表で定められている結果に該当する場合は、確認申請書を提出することなく福祉用具の利用が可能です。

【第 95 号告示第 25 号のイに該当する状態及び基本調査の結果】

対象外種目	給付の対象となる状態像	左の状態像に該当する 基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査項目 1-7「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	該当する基本調査項目なし(注)
イ 特殊寝台及 び特殊寝台付属 品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査項目 1-4「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査項目 1-3「3. できない」
ウ 床ずれ防止 用具及び体位変 換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査項目 1-3「3. できない」
エ 認知症老人 徘徊感知機器	次のいずれかに該当する者	
	(一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査項目 3-1「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査項目 3-2～3-7のいずれか「2. できない」 又は 基本調査項目 3-8～4-15のいずれか「1. ない」以外 その他主治医意見書において、認知症の症状がある旨記載されている場合も含む。
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査項目 2-2「4. 全介助」以外

オ 移動用リフト（つり具を除く）	次のいずれかに該当する者	
	（一）日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査項目 1-8「3. できない」
	（二）移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査項目 2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	（三）生活環境において段差の解消が必要と認められる者	該当する基本調査項目なし（注）
カ 自動排泄処理装置（尿のみを吸引する機能のものを除く）	次のいずれにも該当する者	
	（一）排便が全介助を必要とする者	基本調査項目 2-6「4. 全介助」
	（二）移乗が全介助を必要とする者	基本調査項目 2-1「4. 全介助」

（注）ア（車いす及び車いす付属品）の（二）日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者及びオ（移動用リフト）の（三）生活環境において段差の解消が必要と認められる者の取り扱いについては、該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者または指定介護予防支援事業者が判断できます。

判断を伴うケースについては、次頁と同様に「軽度者に対する福祉用具貸与に係る医師の判断（確認書）」を提出し、町の確認を得てください。

【第 95 号告示第 25 号のイに該当する状態及び基本調査の結果】に該当とならないが、次の（i）～（iii）のいずれかに該当する旨が、医師の医学的な所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与に必要である旨判断されている場合、「軽度者に対する福祉用具貸与に係る医師の判断（確認書）」の提出をお願いします。

（i）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第 23 号告示第 52 号において準用する第 19 号のイに該当する者
（ii）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第 23 号告示第 52 号において準用する第 19 号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者
（iii）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第 23 号告示第 52 号において準用する第 19 号のイに該当すると判断できる者

軽度者に対する福祉用具貸与に係る医師の判断（確認書）に、次のとおり書類をそろえて提出ください。

【提出書類】

- ① 軽度者に対する福祉用具貸与に係る医師の判断（確認書）
- ② 医学的な所見の確認書類（主治医意見書の写しもしくは情報照会連絡票）

「特殊寝台及び特殊寝台付属品」、「車いす及び車いす付属品」については、次の書類もあわせて添付ください。

【添付書類】

要支援の方

- ・介護予防サービス・支援計画書の写し
- ・介護予防サービス 支援経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）、もしくは、サービス担当者会議録の写し

要介護の方

- ・居宅サービス計画書（第 1 表、第 2 表）の写し
- ・サービス担当者会議の要点（第 4 表）の写し

福祉用具を必要とする理由についても、該当区分（i）～（iii）のいずれかに○をいれ、必要とする理由を具体的に記載ください。

「（疾病名）が（医学的な所見）のため、状態が変化しやすく、日によって（（i）の状態像）に該当するため。」など、症状や医学的所見、状態像まで具体的に。

【福祉用具を必要とする理由の記入例】

（i）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第23号告示第52号において準用する第19号のイに該当する者	
記入例	<p>【特殊寝台】 パーキンソン病で内服加療中に急激な症状・症候の軽快・憎悪を起す現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって（i）で定める状態に該当するため。</p>
	<p>【移動用リフト（昇降座椅子）】 重度の関節リウマチによる関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって移乗に全介助を要する状態となり、（i）で定める状態に該当するため。</p>
（ii）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第23号告示第52号において準用する第19号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者	
記入例	<p>【特殊寝台】 がん末期で急激に状態が悪化し、短期間で寝返りや起き上がりが困難な状態に至ると確実に見込まれ、（ii）で定める状態に該当するため。</p>
（iii）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第23号告示第52号において準用する第19号のイに該当すると判断できる者	
記入例	<p>【特殊寝台】 重度の喘息発作時に、呼吸苦の重篤化を開披するため、上体をすみやかに一定の角度に起こす必要があり、（iii）で定める状態に該当するため。</p>
	<p>【移動用リフト（昇降座椅子）】 脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生のリスクが高く、床ずれ防止具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要があり、医師からも指示されており、（iii）で定める状態に該当するため。</p>

【提出期日】

- ・ 確認書は原則貸与期間開始日までに申請ください。保険給付外となりますので、ご注意ください。更新の場合も同様の取り扱いとします。
- ・ 審査会がまだであるなど特段の理由がある場合のみ、ケアプランに位置づけられた開始日まで遡及できます。